

でんき契約約款（中国電力・KDDI）料金表（UQ でんき）新旧対照表（2021 年 4 月 1 日実施）

■でんき契約約款（中国電力・KDDI）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>9 違約金</p> <p>(1) お客さまがでんき約款 31（供給の停止）(2)□, ハもしくはニまたはでんき約款 41（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、料金表に定められた供給条件にもといて算定された金額と、不正な使用方法にもといて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。</p>	<p>9 違約金</p> <p>(1) お客さまがでんき約款 30（供給の停止等）(2)イ, □もしくはハまたはでんき約款 39（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、料金表に定められた供給条件にもといて算定された金額と、不正な使用方法にもといて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。</p>
<p>11 解約等</p> <p>でんき約款 41（解約等）(1)の規定に加え、KDDI は、お客さまが、UQ サービス料金等の沖縄セルラーに対する債務を沖縄セルラーの定める期日までに支払われない場合、需給契約を解約することがあります。この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>11 解約等</p> <p>でんき約款 39（解約等）(1)の規定に加え、KDDI は、お客さまが、UQ サービス料金等の沖縄セルラーに対する債務を沖縄セルラーの定める期日までに支払われない場合、需給契約を解約することがあります。この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2021 年 2 月 17 日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2021 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>